

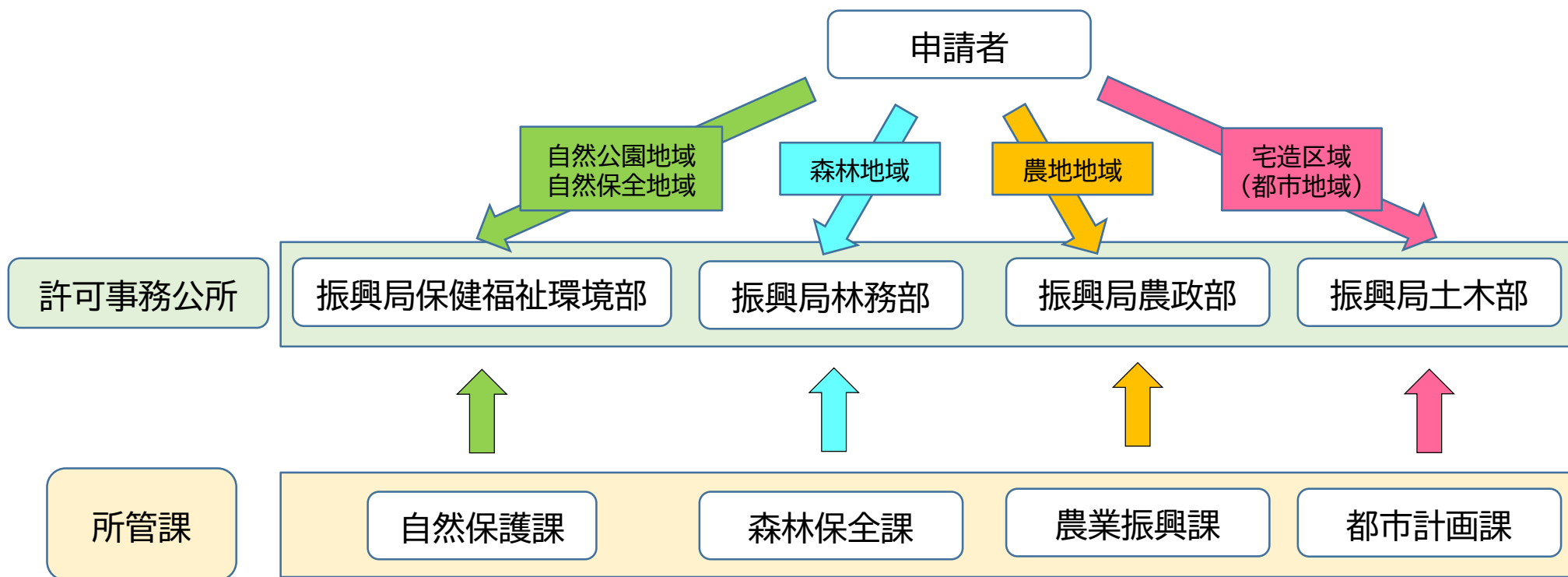
## 4 盛土規制法の申請手続き

---

令和7年4月

# 盛土規制法の許可事務公所(1)

本県の執行体制は、「既存土地利用規制法令を担当している所管が、当該法令の規制区域等における盛土等について担当する」ことを基本とします。



# 盛土規制法の許可事務公所(2)

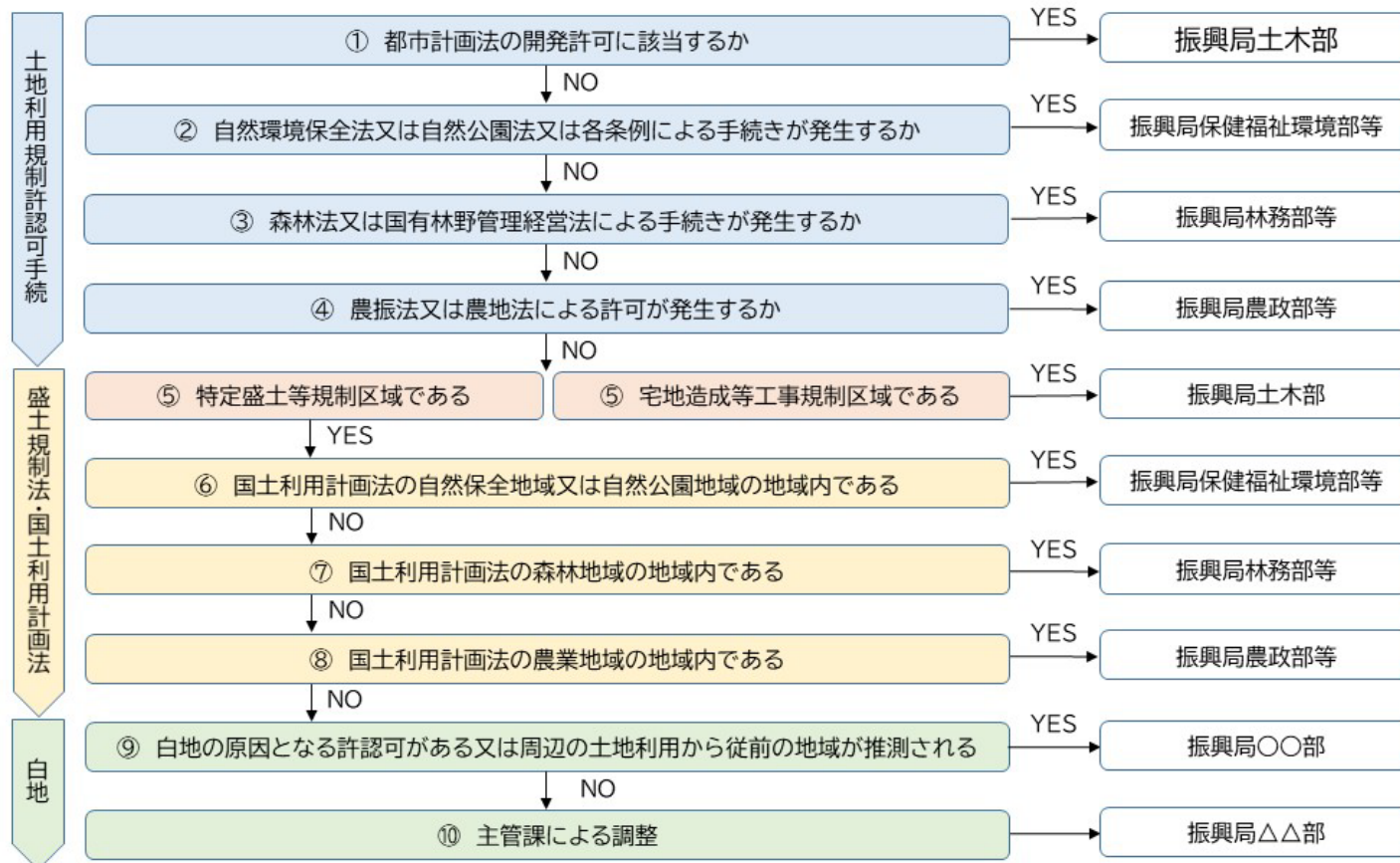
「自然環境保全法」「自然公園法」「森林法」「農振法」「農地法」「都市計画法」及び各条例の許可等手続きを所管している公所を基本としています。

対象市町村	振興局担当課(許可事務公所)			
	保健福祉環境部	林務部	農政部	土木部
滝沢市／矢巾町／紫波町／雫石町／八幡平市／岩手町／葛巻町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部	盛岡広域振興局 林務部	盛岡広域振興局 農政部	盛岡広域振興局 土木部
花巻市／北上市／西和賀町 遠野市	花巻保健福祉環境 センター	花巻農林振興センター 遠野農林振興センター	県南広域振興局 農政部	県南広域振興局 土木部
奥州市／金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部	県南広域振興局 林務部		
一関市／平泉町	一関保健福祉環境 センター	一関農林振興センター		
大船渡市／陸前高田市／住田町	大船渡保健福祉環境 センター	大船渡農林振興センター	沿岸広域振興局 農林部	沿岸広域振興局 土木部
釜石市／大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部	沿岸広域振興局 農林部		
宮古市／山田町／岩泉町／田野畑村	宮古保健福祉環境 センター	宮古農林振興センター 林務室		
久慈市／洋野町／野田村／普代村	県北広域振興局 保健福祉環境部	県北広域振興局 林務部	県北広域振興局 農政部	県北広域振興局 土木部
二戸市／一戸町／軽米町／九戸村	二戸保健福祉環境 センター	二戸農林振興センター 林務室		

# 盛土規制法の許可事務公所(3)

既存土地利用規制法令の許可等と、盛土規制法の許可等を一元的に対応することで、許可事務に当たって統一的な対応をします。

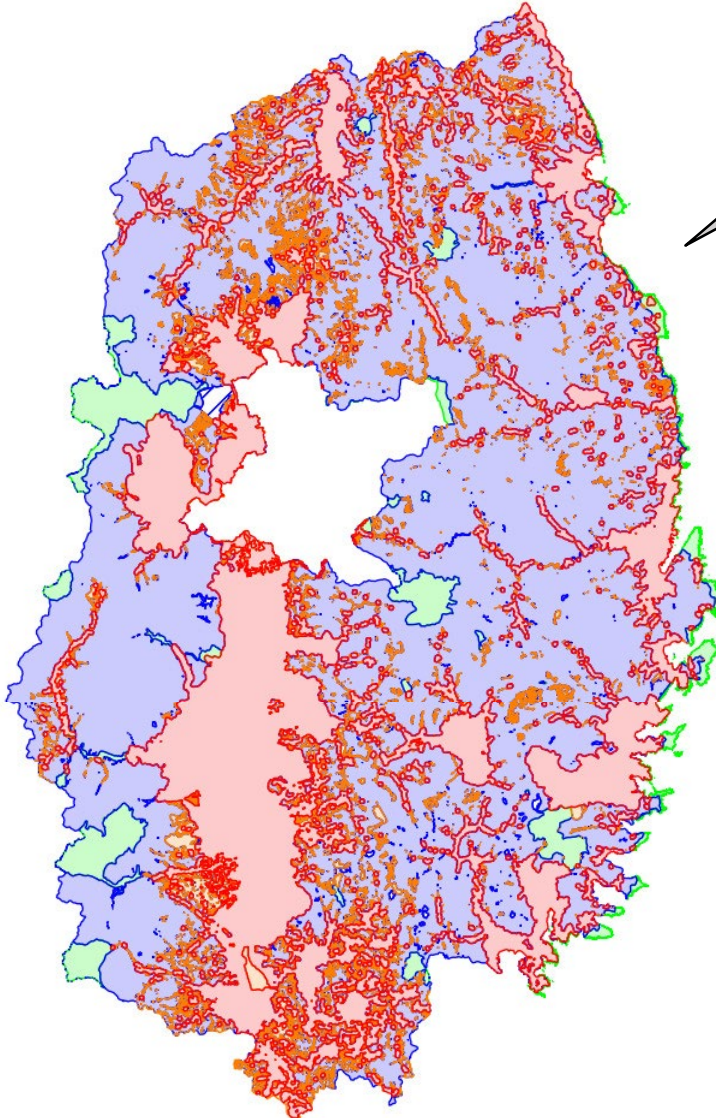
## ○ 盛土規制法に係る許可事務公所の調整フロー



※ ⑤～⑩は盛土情報システムの地図上で判定できます。

# 盛土規制法の許可事務公所(4)

盛土規制法の担当課区分は、いわて盛土情報システムで判別します。  
(地図だけでなく地番検索も可能)



近日中に県HPで公開します。

対象となる住所(地番)のメモか、  
地図のコピーを窓口にお持ち  
いただければ担当課を御案内  
いたします。

窓口にお越しいただく場合は、  
待ち時間解消のため、  
事前に電話予約をお願いします。

盛岡市への相談・申請は  
盛岡市へお願いします。

# 盛土規制法の許可事務公所(5)

いわて盛土情報システムでの担当課区分図確認操作方法

開発中の画面です



いわて盛土情報システム



近日中に県HPで公開します。

① 「事前相談」に進む

② 相談する「場所」を地図上で選択  
または「住所(地番)」を入力し検索

担当課区分図を確認する仕組みを応用して、  
事前相談手続きもシステム化します。  
相談者がシステム入力し、自動判定した相談窓口へ情報送信。

# 盛土規制法の許可事務公所(6)

## 相談窓口連絡先一覧(盛岡地区)

市町村	許可権者	許可事務公所	住所	連絡先
盛岡市	盛岡市長	都市整備部 都市計画課	盛岡市津志田 14-37-2	019-651-4111
滝沢市、矢巾町、紫波町、雫石町、八幡平市、岩手町、葛巻町	盛岡広域振興局長	保健福祉環境部 環境衛生課	盛岡市内丸 11-1	019-629-6583
		農政部 農政推進課		019-629-6597
		林務部 森林保全課		019-629-6622
		土木部 管理課		019-629-6633

# 盛土規制法の許可事務公所(7)

## 相談窓口連絡先一覧(県南地区)

市町村	許可権者	許可事務公所	住所	連絡先
花巻市、北上市、西和賀町	県南広域振興局長	花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
		農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841
		花巻農林振興センター 森林保全課	花巻市花城町 1-41	0198-41-5407
		土木部 調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2881
遠野市		花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
		農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841
		遠野農林振興センター 林務課	遠野市六日町 1-22	0198-62-9933
		土木部 調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2881
奥州市、金ヶ崎町		保健福祉環境部 環境衛生課	奥州市水沢大手町 5-5	0197-48-2422
		農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841
		林務部 森林保全課		0197-48-2426
		土木部 調整課		0197-22-2881
一関市、平泉町	一関保健福祉環境センター 環境衛生課	一関市竹山町 7-5	0191-26-1412	
	農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841	
	一関農林振興センター 森林保全課	一関市竹山町 7-5	0191-34-4658	
	土木部 調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2881	



# 盛土規制法の許可事務公所(8)

## 相談窓口連絡先一覧(沿岸地区)

市町村	許可権者	許可事務公所	住所	連絡先
大船渡市、陸前高田市、住田町	沿岸広域振興局長	大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9814
		農林部 農林調整課 地域農業活性化グループ	釜石市新町 6-50	0193-25-2704
		大船渡農林振興センター 森林保全課	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9926
		土木部 調整課	釜石市新町 6-50	0193-27-5018
釜石市、大槌町		保健福祉環境部 環境衛生課	釜石市新町 6-50	0193-27-5523
		農林部 農林調整課 地域農業活性化グループ		0193-25-2704
		農林部 農林調整課 森林保全チーム		0197-27-5525
		土木部 調整課		0193-27-5018
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村		宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
		農林部 農林調整課 地域農業活性化グループ	釜石市新町 6-50	0193-25-2704
		宮古農林振興センター林務室 森林保全課	宮古市五月町 1-20	0193-64-2215
		土木部 調整課	釜石市新町 6-50	0193-27-5018

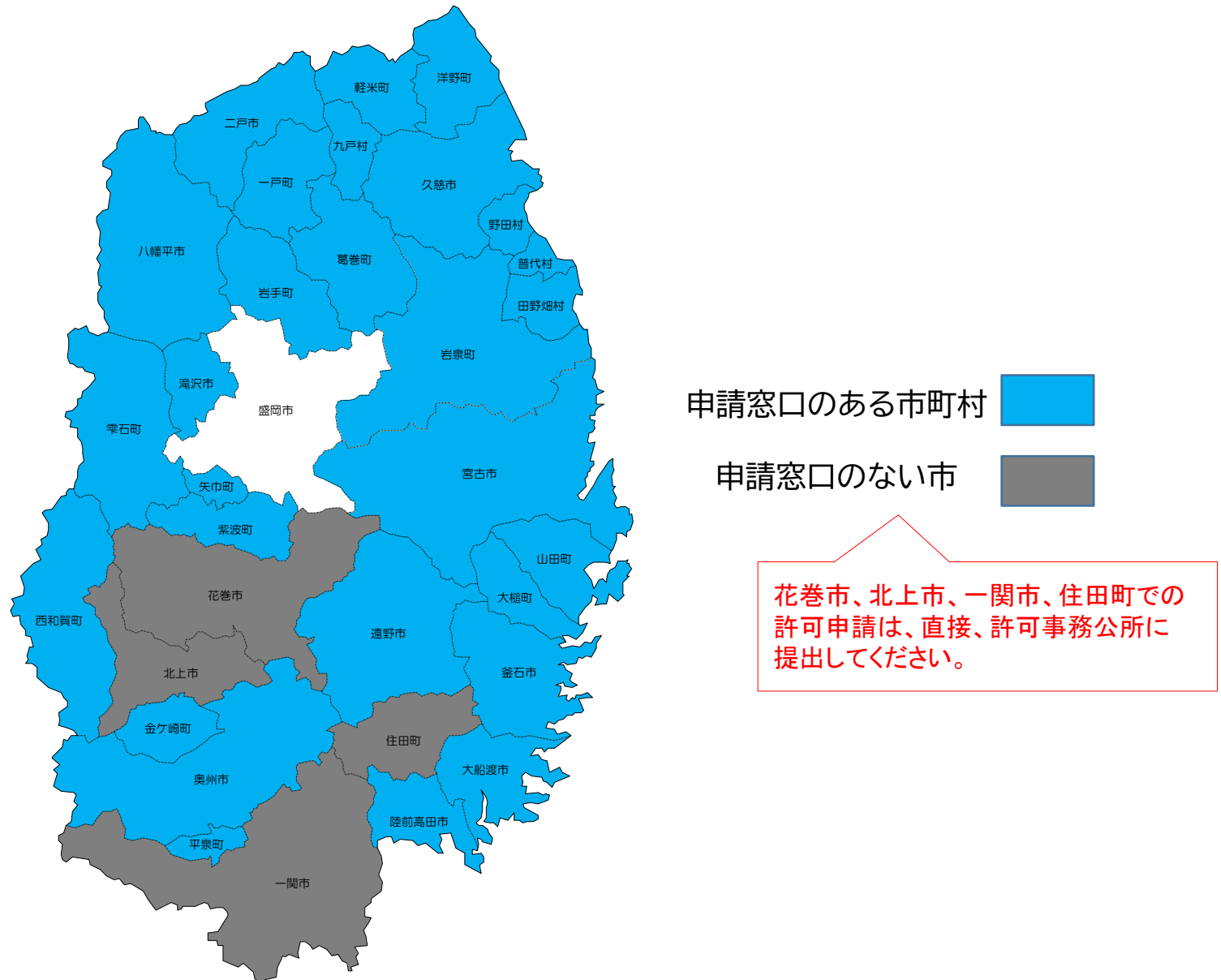
# 盛土規制法の許可事務公所(9)

## 相談窓口連絡先一覧(県北地区)

市町村	許可権者	許可事務公所	住所	連絡先
久慈市、洋野町、野田村、普代村	県北広域振興局長	保健福祉環境部 環境衛生課	久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
		農政部 農政調整課		0194-53-4983
		林務部 森林保全課		0194-53-4984
		土木部 土木技術企画グループ		0194-66-9687
二戸市、一戸町、軽米町、九戸村		二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9219
		農政部 農政調整課	久慈市八日町 1-1	0194-53-4983
		二戸農林振興センター林務室 森林保全課	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-26-8023
		土木部 土木技術企画グループ	久慈市八日町 1-1	0194-66-9687

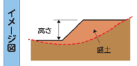
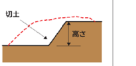
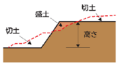
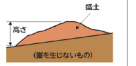
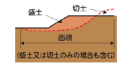
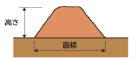
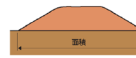
# 盛土規制法の許可申請書の提出先

市町村(一部を除く)が申請受付窓口となります。



# 事前相談で使用するチェックリスト

相談される方は、チェックリストに記入いただき(または相談窓口で聞き取りながらチェックし)事前相談をお願いします。

盛土規制法 許可要件・規模チェックリスト (分かる範囲で御記入のうえ相談窓口へお持ちください)	
土地の所在地	地図まで記入ください
盛土・切土の高さ	記入欄で御記入ください 盛土・切土の面積
盛土・切土の目的	
<b>許可対象となる盛土等の規模</b> <span style="color:red">赤字</span> 宅地造成等工事規制区域 <span style="color:blue">青文字</span> 特定盛土等規制区域 <b>&lt;土地の形質の変更(盛土・切土)&gt;</b> <b>例えば...</b> ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等	
要件	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖を生ずるもの</p>  </div> <div style="width: 15%;"> <p>②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの</p>  </div> <div style="width: 15%;"> <p>③盛土と切土を同時に、高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの(1,2を除く)</p>  </div> <div style="width: 15%;"> <p>④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの(1,3を除く)</p>  </div> <div style="width: 15%;"> <p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの(1~4を除く)</p>  </div> </div> <p>※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。</p>
要件	<b>一時的な土石の堆積</b> <b>例えば...</b> ●土石のストックヤードにおける仮置き 等
要件	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの</p>  </div> </div> <p>※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。</p>
<b>許可事務公所判定チェックリスト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 都市計画法第29条(開発許可)の許可を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 自然環境保全法第25条第4項の許可又は第28条第1項の届出を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 岩手県自然環境保全条例第15条第4項の許可又は第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第2項の届出を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 自然公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 県立自然公園条例第10条第4項の許可又は第12条第1項の届出を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 森林法第10条の2の許可若しくは協議又は第10条の8の届出を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 森林法第26条又は第26条の2の保安林解除申請を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 森林法第34条の許可又は届出を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 国有林野管理経営法第7条の貸付手続を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の許可を要する</li> <li><input type="checkbox"/> 農地法第4条又は第5条の許可を要する</li> </ul>	
いわて盛土情報システムの担当課区分図の判定結果 →	



県HPで公開している「審査基準(案)」のp.183にあります



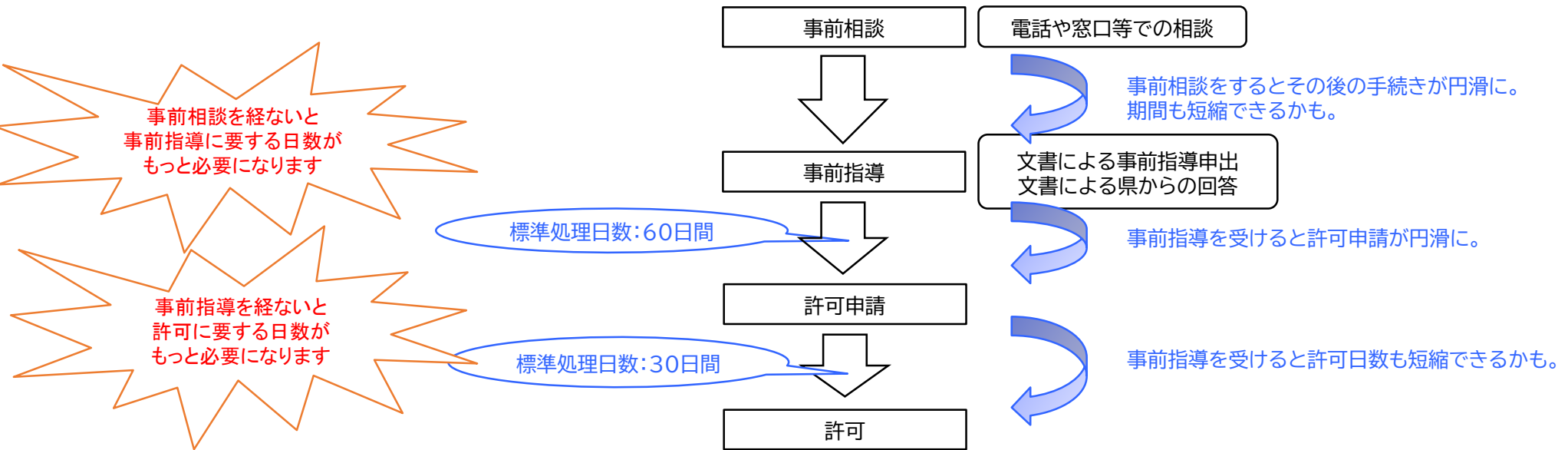
岩手県 - 盛土規制法による許可に係る審査基準(案)の公開について

# 事前指導手続き

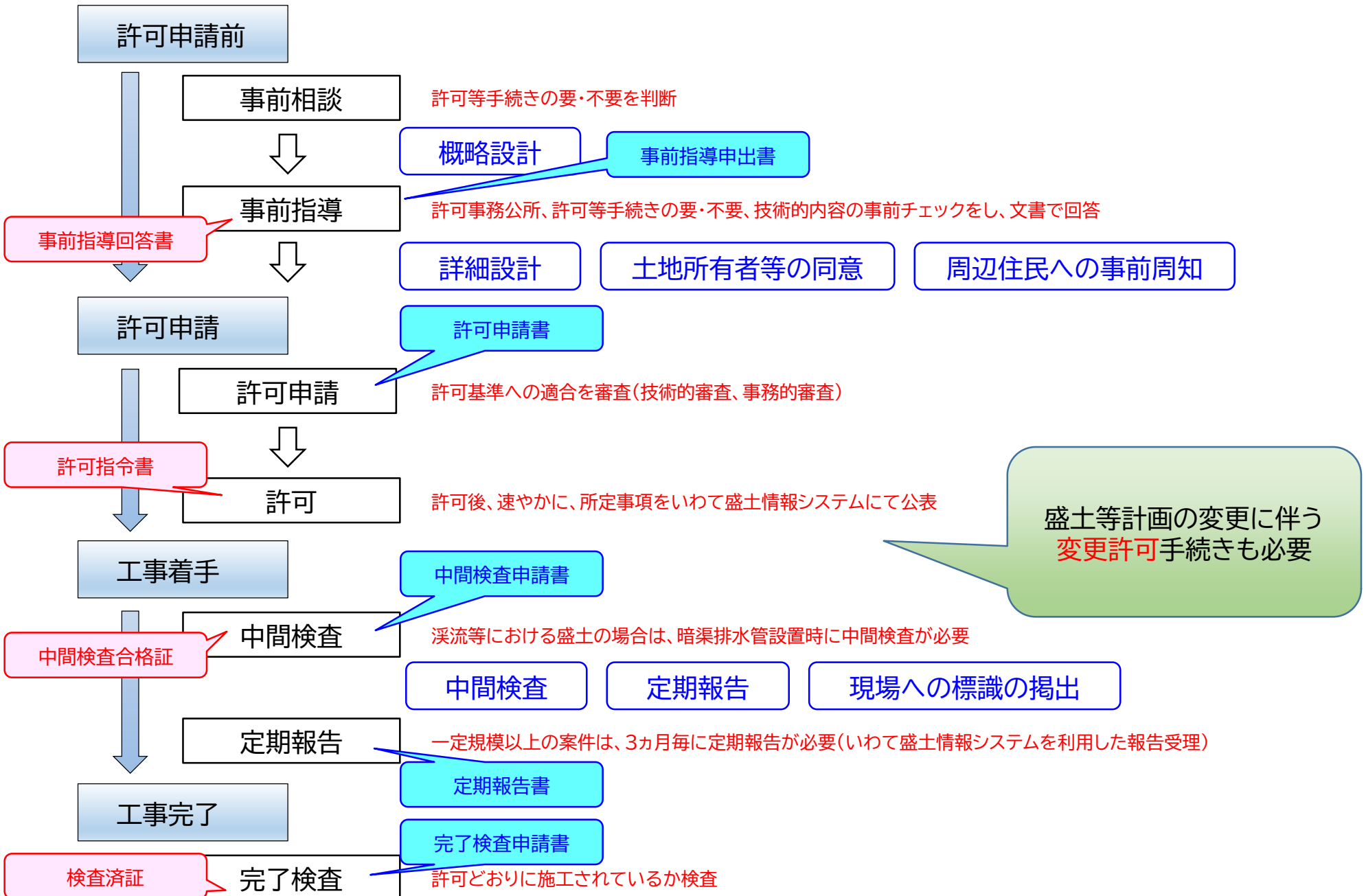
電話や窓口等における口頭での相談対応の他に、文書で相談を受け、文書で回答をする「事前指導」という手続きを設けます。

許可を要する場合のほか、許可不要であることについて文書回答を必要とする場合などに、御活用ください。

事前相談をしていただくことで、その後の手続きが円滑に進むことが期待されます。



# 盛土規制法手続き全体の流れ



# 88条証明手続き

盛土規制法施行規則第88条では、「建築確認申請をする者」は、「法に適合していることを証明する書面の交付を申請できる」とされています。

建築確認申請の際に、建築確認機関から88条証明書の提出を求められる可能性があります。

※ 本県における建築確認機関は、建築確認手続きにおいて「許可証等の写し」等があれば、当該証明書の提出を求めない運用としていますが、県外の建築確認機関からは、法令に基づき当該証明書の交付を求めるケースがあります。

様式第 22 号（県規定様式）		
宅地造成又は特定盛土等規制法施行規則第 88 条による適合証明書交付申請書		
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、次の計画が同法に適合していることを証する書面の交付を申請します。		※手数料欄
年 月 日		
広域振興局 部長 様		
申請者 住所 氏名		
1 土地の所在地及び地番		
2 該当条項	宅地造成及び特定盛土等規制法	{ 第 12 条 第 30 条 }
3 適合する理由		
4 工事概要	盛土等の高さ	m
	盛土等の面積	m <sup>2</sup>
〔注意〕		
1 ※印のある欄は記入しないでください。		
2 申請者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。		
3 添付書類		
(1) 位置図		
(2) 現況図（平面、断面）		
(3) 盛土等計画図（平面、断面）		
(4) その他法に適合する理由を説明する書類		

# 手数料

許可申請、中間検査、88条証明書交付申請に当たっては、県証紙貼り付けにより申請してください

区 分	金 額
法第12条、法第30条の規定による宅地造成、特定盛土、土石の堆積の許可申請	盛土または切土の総面積
	500㎡未満 14,000円
	500㎡以上 1,000㎡未満 25,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満 35,000円
	2,000㎡以上 3,000㎡未満 53,000円
	3,000㎡以上 5,000㎡未満 66,000円
	5,000㎡以上 1 ha未満 88,000円
	1 ha以上 2 ha未満 138,000円
	2 ha以上 4 ha未満 216,000円
	4 ha以上 7 ha未満 343,000円
7 ha以上10 ha未満 493,000円	
10 ha以上 642,000円	
法第16条、法第35条の規定による宅地造成、特定盛土、土石の堆積の変更許可申請	設計変更に係る部分の盛土または切土の総面積に応じて前号（許可申請の場合）に規定する額
法第18条、第37条の規定による中間検査	盛土または切土の総面積
	3,000㎡以上 5,000㎡未満 4,000円
	5,000㎡以上 1 ha未満 7,000円
	1 ha以上 2 ha未満 13,000円
	2 ha以上 4 ha未満 21,000円
	4 ha以上 7 ha未満 36,000円
7 ha以上10 ha未満 47,000円	
10 ha以上 91,000円	
省令第88条の規定による証明書の交付申請	1件 400円



# 規制区域指定日前後の取扱い

規制区域の指定日前後で、必要な手続きが異なります。

令和7年5月23日 区域指定(予定)

工事完了

区域指定前に完了する場合は  
手続不要

※ 旧宅地造成等規制法の規制区域内における手続きや、都市計画法開発許可の手続きの場合、この図によらない場合がありますので、個別に御相談ください。

工事

区域指定日に現に工事を実施している場合は  
区域指定日から21日以内に届出が必要

期限までに届出しない場合、  
工事中止命令のうえ、  
新規許可手続きを求める場合があります。

工事

区域指定日以降に着手する場合は  
許可等の手続きが必要

# ケース・スタディ(1)

## 申請地が区域をまたいでいる場合の許可事務公所の判定方法

### 他県や盛岡市とまたぐ場合

問2 盛土等の工事が、複数の許可権限を有する都道府県等にまたがる場合、当該盛土等に対する盛土規制法の許可等はどのように対応すればよいのか。

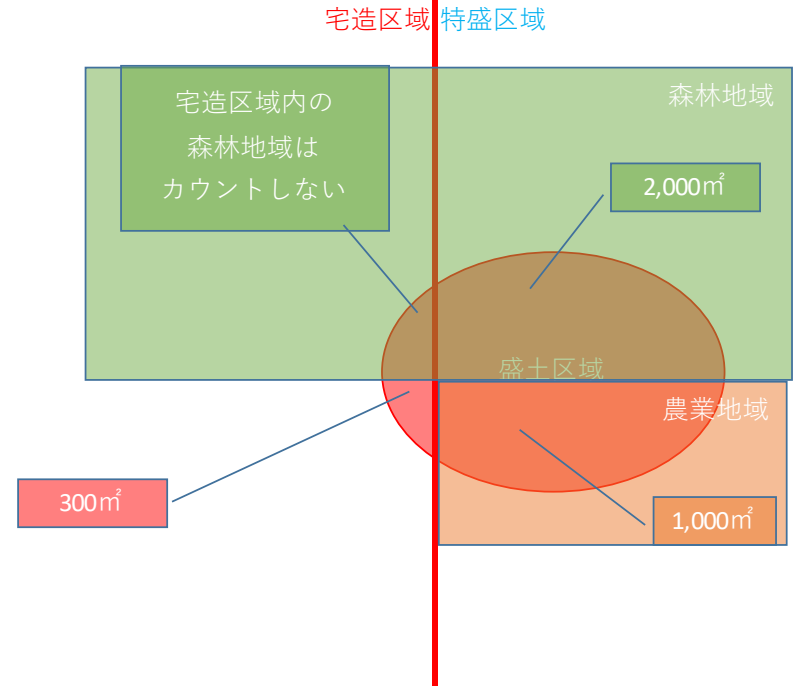
答 一体的に規制すべき盛土等が行われる場合には、両都道府県等が情報を共有し、都道府県等の境界部で規制が緩くならないよう対応してください。

一体性のある盛土等の全体を俯瞰しつつ、各都道府県等区域の部分についてそれぞれの都道府県等が許可することとなります。なお、複数の都道府県等に事務がまたがる場合については、地方自治法 252 条の 14 の規定により、両都道府県等で調整の上、1つの都道府県等に委託することができます。

《補足資料P 9、10（再掲）》

**両者に許可申請が必要  
(2件の許可が必要)**

### 宅造区域と特盛区域をまたぐ場合



- i 宅造区域内の面積が宅造区域許可要件を満たす場合 ⇒ 振興局土木部
- ii 宅造区域内の面積が宅造区域許可要件を満たさず、  
全体の面積が特盛区域許可要件を満たす場合 ⇒ 特盛区域内の該当面積が大きい課が担当  
(上図の場合は、振興局林務部等)

# ケース・スタディ(2)

盛土規制法において、申請者は「工事主」と定義されており、工事主は「盛土等工事の注文者」とされていますが、契約内容(注文方法)により工事主は様々な主体が想定されています。

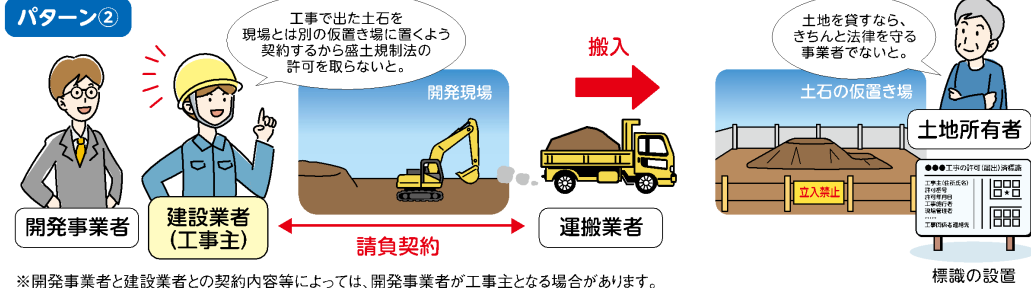
## 発注者が申請するパターン

パターン①



## 工事施工者が申請するパターン

パターン②



※開発事業者と建設業者との契約内容等によっては、開発事業者が工事主となる場合があります。

## 残土受入業者が申請するパターン

パターン③

